

28 事業内容の定期的な自己点検の実施状況

(か所)

	平成 23 年	平成 22 年	増 減
自己点検の実施有り	17,371(84.5%)	16,366(82.1%)	1,005

注:()内は全クラブ数(23年度:20,561、22年度:19,946)に対する割合である。

29 運営状況等の情報提供の実施状況

(か所)

	平成 23 年	平成 22 年	増 減
保護者への情報提供	19,971(97.1%)	19,242(96.5%)	729
地域への情報提供	13,691(66.6%)	12,854(64.4%)	837

注:()内は全クラブ数(23年度:20,561、22年度:19,946)に対する割合である。

30 要望・苦情対応の実施状況

(か所)

	平成 23 年	平成 22 年	増 減
要望・苦情対応窓口の保護者への周知	17,350(84.4%)	16,385(82.1%)	965
苦情解決体制の整備	16,139(78.5%)	15,318(76.8%)	821

注:()内は全クラブ数(23年度:20,561、22年度:19,946)に対する割合である。

31 放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況

(市町村数)

	平成 23 年	平成 22 年	増 減
策定済み	215(13.7%)	199(12.6%)	16
都道府県のガイドラインを活用	474(30.1%)	435(27.4%)	39
国のガイドラインを活用	748(47.5%)	780(49.5%)	▲32
対応無し	137(8.7%)	166(10.5%)	▲29
計	1,574(100%)	1,580(100%)	▲6

注:()内はクラブ実施市町村数(23年度:1,574、22年度:1,580)に対する割合である。

32 放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況

(市町村数)

	平成 23 年	平成 22 年	増 減
点検・確認有り	1,185(75.3%)	1,148(72.7%)	37

注:()内はクラブ実施市町村数(23年度:1,574、22年度:1,580)に対する割合である。

〔調査概要〕

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市区町村（1, 747市区町村）

※ただし、以下の市町村については、震災により調査を実施できなかったため、集計値から除いている。

岩手県：宮古市、久慈市、陸前高田市、大槌町

福島県：広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村

3 調査の期日

平成23年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開設日数別クラブ数、利用できなかった児童数等

5 調査の方法

厚生労働省があらかじめ定めた調査票により各市区町村が記入

6 調査の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において行った。

（参考）放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

（平成9年の児童福祉法改正により法定化＜児童福祉法第6条の2第2項＞）